

令和8年6月11日

学校法人 安城学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

## 監査報告書

学校法人安城学園

監事 釘内 裕詞

監事 加藤 滋伸

私たち監事は、私立学校法(令和7年4月1日施行)第52条第及び学校法人安城学園寄附行為(令和7年4月1日施行)第33条の規定に基づき、学校法人安城学園の令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類等(財産目録、収支計算書及び貸借対照表)について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人安城学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

また、監査の結果、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支および財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上